

各 論

【各 論】

第 1 章 健康で自立した生活づくり

第 1 節 健康づくりの推進

市民の健康づくりについて、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」「栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善」等を健康増進の推進に関する基本的方向として掲げ、ライフステージに応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現するため、平成 25 年度からの「健康しもつけ 2 1 プラン」（第 2 次下野市健康増進計画）を策定しました。

しかしながら、人口の高齢化とともに、がん、循環器疾患、糖尿病及び慢性閉塞性肺疾患（COPD）など、生活習慣病の割合が増加し続け、寝たきり高齢者や認知症患者などの要介護認定者の増加も進んでいます。

高齢者は、豊かな知識と経験を持ち、これからの社会を支えていく大切な存在でありますので、生活習慣病などの慢性疾患の重症化防止やその予備群の発生を防止するため、一次予防や慢性疾患予備群へのケア等を重点とした施策を推進していきます。

健康づくりは小児期からの生活習慣の改善が重要ですが、本計画では、65 歳以上の高齢者を対象とする健康づくり施策について取り組んでいきます。

（1）健康診査の推進

【現 状】

40～74 歳の国民健康保険被保険者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査とその結果による生活習慣病の発症や重症化予防のため特定保健指導を行っています。

さらに、後期高齢者医療制度では、対象者の健康診査を実施しています。

また、死亡原因の 1 位となっている「がん」については、早期発見と適切な治療を行うことで「がん」による死亡を減少させるためにがん検診を実施しています。

【今後の方針】

糖尿病などの生活習慣病やがんを早期に発見し、必要に応じて医療につなげていくため、健康診査及びがん検診の受診の意義や受診方法などの情報を、高齢者にもわかりやすい内容で周知し、一層の受診率向上に努めます。

健康診査

項目	対象
特定健康診査	40～74 歳（医療保険者が実施）
後期高齢者医療制度健康診査	75 歳以上（一定の障がいのある 65～74 歳）

がん検診

項目	対象
胃がん検診	40 歳以上
胃ハイリスク（ABC）検査	40・45・50・55・60・65・70・75 歳
肺がん検診	40 歳以上
大腸がん検診	40 歳以上
子宮頸がん検診	20 歳以上の女性
乳がん検診	35 歳以上の女性
前立腺がん検診	50 歳以上の男性

その他の検診

項目	対象
肝炎ウイルス検診	40・45・50・55・60・65・70 歳の方で検診を受けたことがない方
骨密度検査	40・45・50・55・60・65・70 歳の女性
結核検診	65 歳以上

（2）健康教育・健康相談・精神保健相談の推進

【現 状】

市民が健康で幸せを実感できるような生活を目指すため、生活習慣病予防を目的とした各種健康教室を実施しています。

健康相談については、健診結果や生活習慣病予防などの一般健康相談と糖尿病や脂質異常症などの食事療法に関する病態別栄養相談を実施しています。

また、精神保健相談として、精神科医師によるこころの健康相談を実施しています。

【今後の方針】

生活習慣病の予防に関して、「自分の健康は自分でつくる」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資するため、健康に関する正しい知識を広める機会の充実を図ります。

また、今後も次のような健康教育・健康相談を実施し、より充実した事業を展開し市民の健康づくりを支援していきます。

健康教育

事業名	
・糖尿病予防教室	・脂っ得納得教室（脂質異常症予防教室）
・糖尿病自主教室への運営支援	・スマートチャレンジ教室
・個別健康教育（糖尿病）	・健診結果説明会
・個別健康教育（禁煙）	・歩クラス（健康ウォーキング教室）
・ヘルシーライフスタイル講座	・しもつけ減塩部（高血圧予防教室）
・みそ汁塩分測定会	

健康相談

事業名
・一般健康相談
・病態別栄養相談

精神保健相談

事業名
・こころの健康相談

(3) 食育の推進

【現 状】

健康志向や食の安全・安心に対する関心が高まる一方で、栄養の偏り、不規則な食事による肥満や生活習慣病の増加などの問題が生じています。

バランスのとれた栄養状態を保つため、「食事バランスガイド」の周知啓発に努め、出前講座等により高齢期の食育を推進しています。

【今後の方針】

子どもから成人、高齢者に至るまで、ライフステージに応じた間断ない食育を推進し、生活習慣病の予防に努めるとともに、健康的な食生活を実現するため、「食事バランスガイド」の実践を含めた食育の普及啓発を継続します。

また、下野市食育推進計画に基づき、家庭や地域、関係機関等と連携を図り、栄養バランスのとれた食生活を推進します。

目標項目	目標値
食事バランスガイドを活用している人の割合	男性 47%以上
	女性 47%以上

※健康しもつけ21プランに掲げている目標値

(4) 歯と口腔の健康づくりの推進

【現 状】

高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防することを目的として歯周疾患検診を実施しています。

また、生涯にわたり自分の歯を20歯以上保つことにより、健全な咀嚼能力を維持し、健やかで楽しい生活を過ごそうという8020（ハチマル・ニイマル）運動を推奨しています。

【今後の方針】

「下野市歯及び口腔の健康づくり推進条例」に基づき、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する基本的な計画を策定し、高齢期における口腔機能の維持及び向上策等を推進します。

項目	対象
歯周疾患検診	30～39・45・55・65歳（国保加入者） 40・50・60・70歳

(5) 運動習慣づくりの推進

ア 健康づくりトレーニング事業の充実

【現 状】

市民の生活習慣病等の疾病予防や健康増進及び介護予防並びに医療費の抑制を図ることを目的とし、健康づくりに有効といわれる有酸素運動やマシントレーニングなどを中心とする運動指導実践事業を実施しています。

【今後の方針】

きらら館については、今後、健康づくりに特化した施設とすることから、トレーニング事業を更に充実し、市民が健康づくりに取り組むための環境整備を図ります。

イ 運動の自主グループ活動の推進と育成

【現 状】

健康教室終了時には、仲間と一緒にやる運動の継続を希望する方が多く見受けられ、日常生活の中で少しでも多く体を動かし、健康のための運動習慣を身に付けるため、自主グループが誕生しています。

【今後の方針】

運動の自主グループ活動の情報提供を促すとともに、関係各課と連携を図り、市民自らが運営する自主グループ活動への支援を強化します。

第2章 生きがいのある豊かな長寿社会づくり

第1節 高齢者の積極的な社会参加

(1) 老人クラブの活性化

【現状】

老人クラブは、趣味を通しての生きがいづくり、スポーツで健康づくり、親睦による仲間づくり、社会奉仕で地域づくりを基本理念として地域で活動しています。また、高齢者の閉じこもり予防の場であり、さらには、老人クラブ会員が協力しての見守り活動を行うなど、地域福祉活動の担い手として重要な組織です。

平成26年度の下野市老人クラブ数は33クラブ、会員数は1,416人です。高齢者人口に対する加入率は11.20%と年々減少しています。新規加入者の減少、リーダーの後継者不足等によりクラブも解散減少傾向にあります。

【今後の方針】

高齢者がもっている豊かな経験と知識を生かし、各種の住民組織やボランティア、社会福祉機関・団体等の社会参加を促進し、老人クラブづくりや活動発展に向けて支援します。

また、老人クラブ会員の減少をくい止め新たな会員の増加に向けた取り組みを老人クラブ連合会と連携を図り、老人クラブ会員の加入促進とリーダー育成に努めます。

(2) 高齢者の学習機会の確保

【現状】

市では、公民館活動の一環として高齢者の学習機会を設けており、生涯学習の充実として、生きがいのある充実した人生を送るための多様な学習条件に応える支援体制の整備を行っています。

また、自身の生きがいづくり及び地域への奉仕を目的としたシルバー大学校への入学手続きなど、高齢者の学ぶ機会を提供しています。さらに、シルバー大学校OBに市職員が協力し学習活動を行いシルバー大学校で学んだ知識や経験を生かし、地域ふれあいサロンのボランティア活動など地域社会活動ができるよう支援をしています。

【今後の方針】

高齢者の増加により、高齢者の学習機会の需要もますます多くなり、内容についても健康と生きがいづくり等高齢者の学習意欲に応えるよう整備し、関係機関及び団体と連携した取り組みを支援します。

また、学ぶ喜びや学習した成果が、地域でのボランティア活動に役立つ喜びを実感することで、生涯学びつづける活動ができるような支援をしていきます。生涯学習情報センターや下野市ボランティアセンターなど、既存の団体・組織と連携した取り組みを支援します。

(3) 高齢者の就労支援

【現 状】

高齢者が健康で意欲と能力のある限り、年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会を実現するため、多くの高齢者に対し就業機会を確保・提供するシルバー人材センターの果たす役割はますます重要です。

高齢者への多様な就業機会の提供を通じて地域社会の福祉向上や活性化に貢献しています。

【今後の方針】

意欲と能力に応じた就業機会を確保・提供し、社会を支える立場であり続ける高齢者を増やし、介護をはじめとする少子高齢化への対応等地域ニーズに応じた事業の多様化・活性化、就業機会の拡大、職域の拡大、会員拡大を図り、併せて介護予防につながるよう支援します。

老人クラブ活動の様子



第2節 生きがいつくりの推進

(1) 高齢者の健康スポーツ活動の推進

【現 状】

高齢者のスポーツ活動の普及と健康増進、交流を目的として各種スポーツ大会等を開催しています。

また、高齢者、心身障がい児・者、児童等の運動会の開催により、世代間交流によるふれあいの中で、心身のリフレッシュと健康づくりが図られています。

【今後の方針】

市民総スポーツ“ひとり1スポーツ”を基本理念として、高齢者も自らの健康や体力に応じて、生涯にわたり豊かなスポーツライフを実現していくために、生涯スポーツ担当部局と連携を図りながら身近なところでスポーツを気軽に親しめる環境整備や生涯にわたって継続的に実践できるスポーツの活動を推進していきます。

(2) 高齢者の生きがい活動の支援

【現 状】

日頃、家に閉じこもりがちな高齢者を対象に、公民館や保健福祉センター等の施設を利用して、趣味の活動、介護予防のための体操などのサービスを提供することにより、高齢者の閉じこもり防止や仲間づくり生きがいつくりを促進するため、地域ふれあいサロン等の事業を実施しています。

【今後の方針】

ひとり暮らしなどの高齢者の社会的孤立感や不安感を防ぎ、多くの高齢者が生きがいのある活動ができる事業の充実と高齢者が地域での社会奉仕活動、世代間交流活動、ウォーキング・ラジオ体操等の健康づくり活動などの社会参加を支援します。

また、ボランティアやシルバー大学校OB、各種団体等の連携により、高齢者の憩いの場としての地域ふれあいサロン開設箇所の拡大を図り、介護予防事業、健康講座、レクリエーションを実施し、閉じこもりがちな高齢者に対し、参加の呼びかけを実施していきます。

第3節 地域関係団体の活動

(1) 社会福祉協議会

【現 状】

社会福祉協議会は、社会福祉法に位置づけられた、地域福祉の推進を図ることを目的として、全国・都道府県・市区町村を単位に設置された民間の福祉団体です。

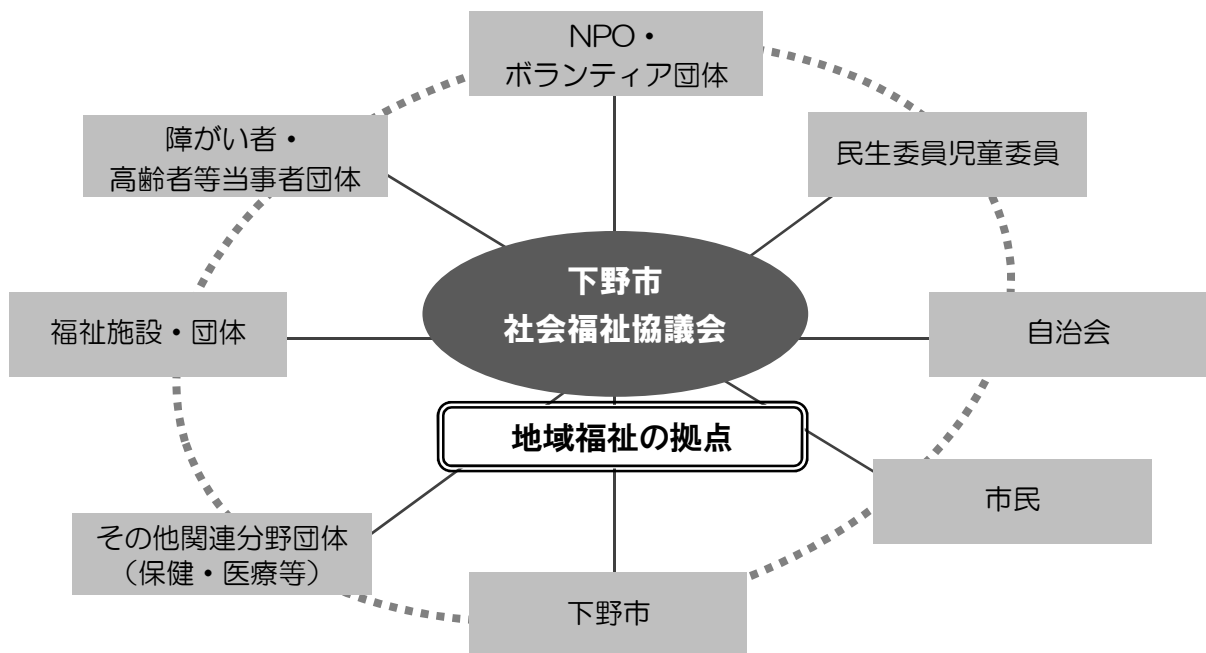
社会福祉協議会は、地域福祉の中核的役割を担う組織として、様々な社会資源の連携による地域の総合的な支援体制における重要な役割を担っています。下野市地域福祉活動計画を基に、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉関係者、ボランティア、保健・介護・医療・教育の関係機関などの参加・協力を得て「思いやりの心で互いに支え合う、人にやさしい町 下野」を基本理念として事業を進めています。

【今後の方針】

社会福祉協議会は地域福祉の活動拠点として、多様化・複雑化する高齢者・障がい者・児童・青少年の福祉活動のニーズに対応するため、様々な社会資源の連携による地域総合的な支援の充実が必要です。

また、より多くの市民が地域福祉の担い手となるよう、福祉教育を推進するとともに、地域活動やボランティア活動を支援し、地域に潜在するボランティア資源の発掘・育成を図りながら、関係部局と連携し環境整備を促進します。

社会福祉協議会の役割



下野市地域福祉活動計画より抜粋

第3章 住み慣れたところで生活できる支援づくり

第1節 相談体制の充実

(1) 相談窓口

【現状】

① 高齢福祉課

介護保険・介護予防・住宅福祉サービス等高齢者全般における相談に応じています。

② 地域包括支援センター（みなみかわち・こくぶんじ・いしばし）

地域の高齢者の心身健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安全のために必要な援助・支援について、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員といった専門スタッフにより、高齢者からの相談に応じています。

③ その他の相談体制

民生委員・児童委員等が担当区域において市民からの相談に応じています。

下野市消費生活センターが高齢者の消費生活全般の相談に応じています。

④ 栃木県高齢者相談センター

高齢者やその家族が抱える生活全般にわたる心配ごとや悩みごとの相談に応じています。

⑤ 心の健康相談体制

県南健康福祉センターの精神保健福祉相談、市の精神保健福祉相談等により対応しています。

⑥ 障がい者の相談体制

市社会福祉課、市障がい者相談支援センター、とちぎリハビリテーションセンター障がい者総合相談所との連携により対応しています。

【今後の方針】

高齢者やその家族のさまざまな相談に対応できる体制づくりや、相談窓口の周知・広報を推進いたします。

第2節 生活支援事業の推進

(1) 生活支援サービス

各種の生活支援サービスを実施することにより、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援を行います。

ア 生活支援ホームヘルプ事業

【現 状】

要介護者を除き、概ね 65 歳以上で日常生活に不安のあるひとり暮らしの高齢者等に対して、ホームヘルパーが訪問し必要な家事援助（調理・洗濯・掃除・買い物）等を行っています。

【今後の方針】

介護予防の観点から、利用者の自立を阻害しないように効果的なサービス提供に努めます。

イ 在宅高齢者等日常生活用具給付等事業

【現 状】

経済的に困難でかつ日常生活に不安のある概ね 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯に対し、給付（電磁調理器・火災警報器・自動消火器・T 字杖）または貸与（福祉電話）を行っています。

【今後の方針】

利用対象者の把握に努め、事業の継続実施により、安全安心な生活の支援を図っていきます。

在宅高齢者等日常生活用具給付等事業の実績及び見込量 (件)

区 分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
利用件数	2	0	2	2	2	2

ウ 配食サービス事業

【現 状】

概ね 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者または高齢者のみ世帯で、老衰や心身の障害及び傷病等の理由により、食事の調理が困難と認められる方に対し、昼食時にお弁当を配達することにより、安否の確認を行っています。

【今後の方針】

利用対象者の把握に努め、事業の継続実施により、身体的・精神的負担の軽減を図っていきます。

配食サービス事業の実績及び見込量

区 分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
利用実人数(人)	185	186	191	196	201	206
利用延食数(食)	15,743	16,083	16,093	16,103	16,113	16,123

(2) 在宅福祉サービス

各種の在宅福祉サービスを実施することにより、高齢者及びその家族等の福祉の向上を図り、健やかで活力のある地域づくりを推進します。

ア 安否確認システム貸与事業

【現 状】

概ね65歳以上のひとり暮らしの高齢者等で、特に体調等に不安を感じている方に対して、緊急事態に対応できる安否確認機能付緊急通報システムの貸与を行っています。

【今後の方針】

対象者の把握に努め、安全安心な生活の確保及び精神的な不安の解消を図っていきます。

安否確認システム貸与事業の実績及び見込量 (台)

区 分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
設置台数	85	97	102	107	112	117

イ ねたきり老人等介護手当支給事業

【現 状】

在宅のねたきりの方及び重度の認知症の方と同居し、主に介護をされている方に対して、介護の労をねぎらい介護負担の軽減を図るため、手当てを支給しています。

【今後の方針】

事業の継続実施により、高齢者を介護する家族への支援を図っていきます。

ねたきり老人等介護手当支給事業の実績及び見込量

区 分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
支給実人数(人)	427	440	450	460	470	480
支給延月数(月)	1,963	2,211	2,250	2,300	2,350	2,400

ウ ねたきり老人等紙おむつ購入券給付事業

【現 状】

満 65 歳以上で、常に寝たきり等で、常時紙おむつを使用している在宅の方、また身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳の交付を受け、常時紙おむつを使用している在宅の方に紙おむつ購入券を給付しています。

【今後の方針】

事業の継続実施により、高齢者を介護する家族への支援を図っていきます。

ねたきり老人等紙おむつ購入券給付事業の実績及び見込量

区 分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
利用実人数 (人)	396	324	330	340	350	360
利用延件数 (件)	3,120	3,396	3,003	3,094	3,185	3,276

(3) ふれあい活動支援事業

各種のふれあい活動支援事業を実施することにより、地域の各団体の参加と協力により、高齢者のふれあいを通じた生きがいづくりと社会参加を促進するとともに、ひとり暮らしの高齢者の社会的孤立感の解消及び自立生活への支援を図ります。

ア 地域ふれあいサロン事業

【現 状】

概ね 65 歳以上の高齢者とボランティア等が気軽に集まり、歌やおしゃべりなどふれあいを通じていきいきとした生活ができるよう、また健康で生きがいをもてるように、さらには孤立感や不安感を解消できるようなサロンを実施しています。

【今後の方針】

サロンを通じて高齢者が交流を深め、近隣で助け合いを育む生活支援や介護予防の場となるよう、歩いて通える身近な範囲を基本にサロン新規開設の取組と支援を図ります。

また、サロン運営のボランティア等の担い手育成・発掘などの地域資源の開発やそのネットワーク化を行う生活支援コーディネーターの配置を進めます。

地域ふれあいサロン事業の実績及び見込量

(か所)

区 分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
サロン数	11	12	14	16	18	20

イ 出会いふれあいサービス事業

【現 状】

概ね 70 歳以上のひとり暮らしの高齢者に対して、レクリエーションやゲーム、会食等を

通じて交流を広め、楽しい活動を通して閉じこもり等の防止を図っています。

【今後の方針】

地域包括支援センターによる訪問等の機会を通じて、閉じこもりがちでサービスを必要とする対象者の把握に努め、介護予防につながる事業として効果的に開催できるよう、事業の充実を図っていきます。

出会いふれあいサービス事業の実績及び見込量 (人)

区 分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
利用者人数	849	940	990	1,040	1,090	1,140

(4) 高齢者の見守り体制の充実

【現 状】

65歳以上のひとり暮らしの高齢者世帯、高齢者のみ世帯の方を対象に民生委員による訪問により、避難行動要支援者名簿を作成し、普段からの見守りや災害時等の緊急時において要支援者の支援及び安否確認等がスムーズに行われるようにしています。

また、日常生活において、第三者が関わることを拒む高齢者や必要性を感じない高齢者に対し、様々な活動をしている個人や団体、高齢者見守り協力事業所（電力会社・水道メーター検針員、廃棄物監視員、一般廃棄物収集運搬委託業者、新聞販売員、金融機関）等の協力により高齢者見守りネットワーク事業の推進を図っています。

【今後の方針】

市、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等、地域関係者が情報を共有し相互に連携を図っていきます。

地域ふれあいサロンの様子



第3節 高齢者にやさしいまちづくりの推進

(1) デマンドバスの利用推進

【現状】

デマンドバス運行により、通院・買物等で交通機関を利用することが困難な高齢者等の外出支援を推進しています。

【今後の方針】

高齢者等の移動手段の確保により外出を支援し、高齢者がいつまでも元気で住みよいまちとなるよう、デマンドバスの運行による地域公共交通の充実とデマンドバスの利用推進をしていきます。

(2) 高齢社会に対応する居住環境整備

【現状】

高齢者のいる世帯について、介護保険制度により、段差の解消、トイレや浴室の改修などの、住宅改修支援を実施しています。

また、単身高齢者の増加が見込まれる中、介護度が軽度の方でも利用できる施設整備が必要です。

【今後の方針】

要介護状態になっても、在宅での生活を継続できるよう、在宅福祉サービスを活用するとともに、住宅改修を支援し、住宅のバリアフリー化を推進していきます。

また、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、要支援・要介護状態でも利用できる高齢者向け住宅の整備を図ります。

(3) バリアフリーのまちづくりの推進

【現状】

JR宇都宮線3駅のエレベータ設置・駅周辺等の歩道と車道との段差解消や自治医科大学附属病院と自治医大駅間のノンステップバスの運行等を通して、高齢者、障がい者、子ども等すべての市民が快適で安全に暮らせるまちづくりを推進しています。

【今後の方針】

地域社会の中で人に優しい福祉のまちづくりが定着するよう、福祉に関する教育や学習機会の提供を充実させます。

建築物・道路・公園等の公共施設について、市民・民間事業者・行政と連携をとりながら整備、改修を進めます。自治医大駅から新庁舎間のアクセス道路のバリアフリー化を進めます。

第4章 快適に暮らせる地域づくり

第1節 地域支援事業の充実

(1) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業

ア 事業の目的・考え方

①総合事業の趣旨

○要支援者については、掃除や買い物などの生活行為（IADL）の一部が難しくなっていますが、排泄、食事摂取などの身の回りの行為（ADL）は自立している者が多いです。このような要支援者の状態を踏まえると、支援する側とされる側という画一的な関係性ではなく、地域とのつながりを維持しながら、有する能力に応じた柔軟な支援を受けていくことで、自立意欲の向上につなげていくことが期待されています。

○そのため、要支援者の多様な生活ニーズについて、従来予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を市の実施する総合事業に移行し、要支援者自身の能力を最大限活かしつつ、介護予防訪問等と住民等が参画するような多様なサービスを総合的に提供可能な仕組みに見直すこととしました。

○また、総合事業の実施にあたっては、ボランティア活動との有機的な連携を図る等、地域の人材を活用していくことが重要です。60歳代、70歳代をはじめとした高齢者の多くは、要介護状態や要支援状態に至っておらず、地域で社会参加できる機会を増やしていくことが、高齢者の介護予防にもつながっていくと考えています。できる限り多くの高齢者が地域で支援を必要とする高齢者の支え手となっていくことで、より良い地域づくりにつながることを期待されています。

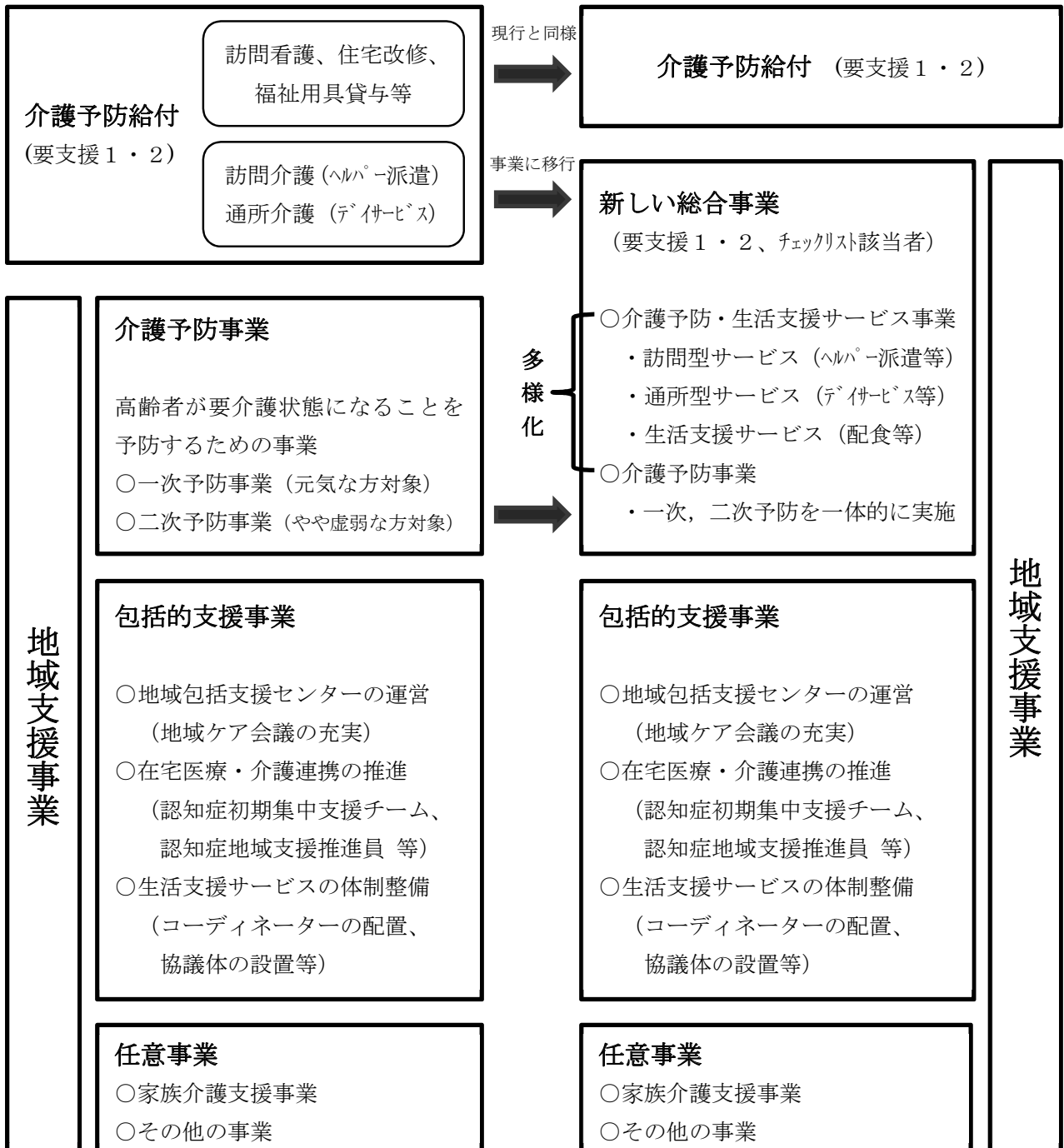
このため、総合事業の実施主体である市は、地域支援事業に新たに設けられた生活支援・介護予防サービスの体制整備を図るための事業を活用しながら、地域において、NPOやボランティア、自治会等の活動を支援し、これを総合事業と一体的かつ総合的に企画し、実施することが必要です。

介護予防・日常生活支援総合事業のイメージ

地域支援事業の全体像

新しい総合事業 開始前
(平成 28 年度まで)

新しい総合事業 開始後
(平成 29 年度以降)



(2) 介護予防・生活支援サービス事業

①介護予防訪問介護（訪問型サービス）

今回の介護保険法の改正により、要支援認定者の介護予防訪問介護と介護予防通所介護のみ利用している方は、介護予防給付ではなく地域支援事業となります。

そのことにより、現状の介護保険法による事業所ではなく、市で認めた事業者が訪問介護事業を行うことになり指定基準の整備も必要になります。

国ではボランティアやNPOの活用を推進していますが、被保険者の居宅でヘルパー業務を行うため、どのような方針で移行していくのか慎重な判断が必要になってくると思われます。

また、平成29年4月には完全実施となり、報酬についても検討していく必要があります。

②介護予防通所介護（通所型サービス）

訪問介護と同様に地域支援事業に移行となり、市で認めた事業者であれば通所介護事業を行えるようになります。

また、平成29年4月には完全実施となり、指定事業所で行うデイサービスの内容や報酬について検討していく必要があります。

③生活支援サービス

生活支援サービスとして総合事業により実施することができるものについては、以下の3つのサービスを規定することを予定しています。

- ・ 配食：栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者に対する見守りとともに行う配食など
- ・ 定期的な安否確認及び緊急時の対応（見守り）：住民ボランティアなどが行う訪問による見守り
- ・ その他、訪問型サービス、通所型サービスに準じる生活支援であって、地域における自立した日常生活の支援に資するサービスとして市が定める生活支援（訪問型サービス及び通所型サービスの一体的提供等）

上記は、平成29年4月が完全実施となるため、サービス基盤の整備及び対象者把握のためのチェックリストの活用が有効に実施できるよう地域包括支援センター機能の強化に努めます。

④介護予防支援事業（ケアマネジメント）

総合事業による介護予防ケアマネジメントは、介護予防支援と同様、地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、その状況や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成します。

平成29年4月が完全実施となり、従来の要支援者のケアマネジメントより幅広くなるため、ケースに応じたアセスメントを行い、利用者が必要なサービスをスムーズに利用

できるよう、地域包括支援センターの機能強化に努めます。

(3) 一般介護予防事業

ア 転倒骨折予防教室

【現 状】

要介護認定者を除く概ね 65 歳以上の高齢者で、医師から運動制限を受けていない方に対し、廃用性症候群や転倒による骨折予防などを目的に実施しています。

転倒骨折予防教室の実績及び見込量 (人)

区 分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
利用実人数	120	121	120	120	120	120
利用延人数	2,054	2,054	1,900	1,900	1,900	1,900

※石橋、国分寺、南河内の各地区定員 40 名で実施しています。

イ 元気はつらつ教室

【現 状】

旧二次予防事業の集団型の運動教室であり、専門知識を有する健康運動指導士または介護予防運動指導士が参加者の状態に応じた集団運動プログラムを実施しています。教室の初回と後半に体力測定等を実施し評価を行っています。

元気はつらつ教室の実績及び見込量 (人)

区 分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
参加実人数	63	48	50	52	55	総合事業 へ移行
参加延人数	660	660	680	700	720	

ウ 筋力向上トレーニング

【現 状】

旧二次予防事業の個別型の運動教室であり、参加者の状態に応じた個別運動プログラムを作成し、マシンを利用して筋力トレーニングを実施しています。教室の初回と後半に体力測定等を実施し、評価を行っています。

筋力向上トレーニングの実績及び見込量 (人)

区 分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
参加実人数	64	76	85	120	155	総合事業 へ移行
参加延人数	1,111	1,137	1,160	1,640	2,120	

エ いきいき健口・栄養教室

【現 状】

本事業は平成 23 年度から単独の教室として実施しています。旧二次予防事業の口腔機能の低下または低栄養状態にある方を対象として、口腔の知識及び口腔ケアの実技、栄養の知識について深まるよう実施しています。

いきいき健口・栄養教室の実績及び見込量 (人)

区 分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
参加実人数	53	52	55	57	60	60
参加延人数	158	163	170	180	190	200

※石橋、国分寺、南河内の各地区定員 20 名で実施しています。

オ 栄養改善個別指導

【現 状】

旧二次予防事業として、低栄養状態にある方に対し管理栄養士が訪問指導を実施し、栄養の知識や食生活の改善を図っています。

栄養改善個別指導の実績及び見込量 (人)

区 分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
対象者数	52	55	58	65	70	75
うち要継続指導数	64	65	68	70	75	80

【今後の方針】

今回の介護保険法の改正により、一般介護予防事業として総合事業に位置づけられました。この事業は、「介護予防把握事業」「介護予防普及事業啓発事業」「地域介護予防活動支援事業」「一般介護予防事業評価事業」「地域リハビリテーション活動支援事業」から構成されます。

○介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげていきます。

○介護予防普及啓発事業

介護予防活動普及・啓発を行います。

○地域介護予防活動支援事業

地域における住民主体の介護予防活動の育成、支援を行います。

○一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行います。

○地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

そのため、転倒骨折予防教室は、新規参加者のみの教室として継続します。教室終了者へは自主教室へ移行できるための支援を行い、自主教室の立ち上げ支援も併せて行います。

また、健康増進課の自主教室の紹介も行い、教室終了後も継続して運動ができる体制を整えます。その他の教室においては、地域の実情に応じて、各地域包括支援センターで実施できるよう体制を整えていきます。総合事業への移行は、平成 29 年 4 月実施となるため、上記の 5 つの事業を含めて基盤を整えていきます。

(4) 高齢者虐待防止ネットワーク事業

【現 状】

平成 26 年「下野市高齢者虐待対応マニュアル」を作成し、高齢者虐待防止援助会議と高齢者虐待担当者会議を必要時に行い、対応方法を検討し支援を行っております。また、本市の高齢者虐待防止の施策評価・見直し、関係機関・団体とのネットワークの強化、市における困難事例への対応の検証を行うため、警察・消防署・司法書士・法務局等の関係者で構成する「下野市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会」の開催により、高齢者虐待防止の推進を行っています。

【今後の方針】

「下野市高齢者虐待対応マニュアル」の見直しや会議の運営方法について検討を行い、支援体制の再構築を行い、今後も高齢者虐待防止の推進を図ります。

(5) 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が病気になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、小山地区医師会下野支部等の協力を得ながら在宅医療・介護連携の推進を図ります。

地域の医療・介護サービス資源の把握や連携の課題抽出や対応を協議するため「下野市医療・介護連絡協議会」を平成 27 年度に発足し、検討を行っています。

(6) 日常生活支援体制の整備

日常生活の支援体制の整備・充実に向けて、生活支援コーディネーターを配置するとともに、定期的な情報共有及び連携強化の場となる協議体の設置を図ります。

第 2 節 地域包括支援センター機能の充実

(1) 地域における支援体制づくり

【現 状】

本市では、3地区ごとに地域包括支援センターがあります。地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口機能、権利擁護、地域全体で高齢者を支え合う体制づくりを地域住民、民生委員、関係機関等と行っています。

【今後の方針】

地域の実情に応じて、自助・共助を基本として地域の特徴を生かした支援体制づくりを地域包括支援センターごとに実施していきます。

(2) 地域包括支援センターの役割

【現 状】

高齢者がいつまでも元気で自宅で安心して生活できるよう、総合的な相談や介護予防を推進しています。また、包括的・継続的ケアマネジメント事業、総合相談、介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業、地域包括ケアシステムの中心的な役割を担い、高齢者のニーズに合った支援を行っています。

【今後の方針】

介護保険法の改正により、予防給付から総合事業への移行が行われます。高齢者が現行どおり、相談からサービス利用までがワンストップで支援できるよう体制を整えます。そのためには、高齢者と地域包括支援センター職員が相互に見える関係づくりに努めます。

(3) 地域包括支援センター運営協議会

【現 状】

地域包括支援センターの運営にあたっては、1 か所の直営と 2 か所の委託にて実施しており、地域包括支援センター運営協議会を年 2 回実施しています。委員は、各関係団体や住民代表の 15 名で構成しています。

【今後の方針】

市から地域包括支援センターに提示する業務の実施方針に基づいて、事業が適切に実施されているか評価し、必要な時にその改善方法も検討していきます。

(4) 地域包括支援センターの機能強化

【現 状】

3 か所の地域包括支援センターでは、新たな介護保険法の改正に対応する基盤が整っていないのが現状です。

【今後の方針】

平成 27 年度からは、直営である地域包括支援センターみなみかわちに基幹型を置き、直営の地域包括支援センターみなみかわちの強化及び 3 か所の地域包括支援センターが同じ水準の支援を提供できるよう後方支援を行っていきます。

第3節 地域包括支援センター事業の充実

(1) 介護予防ケアマネジメント事業

【現 状】

介護予防健診の結果、二次予防事業対象者に対し地域包括支援センター職員が、二次予防事業の勧奨を行い、参加者の個々に応じた二次予防プランを作成しています。

【今後の方針】

介護保険法の改正により、介護予防ケアマネジメントは、介護予防・生活支援サービス事業利用者及び一般介護予防事業利用者に対して作成することになります。利用者やその家族の意向を的確に把握し、専門的な視点からサービスを検討し、そのサービス内容、自立支援や介護予防に向けて必要なサービスをケアプランとして位置づけることにより、どのような効果を期待しているか等を利用者に説明し、その理解・同意を得てサービスを提供できるよう努めます。

また、総合事業の介護予防ケアマネジメントは、自立支援に繋がるものであるため、その支援の一つとして、地域ケア会議を活用していきます。

介護予防ケアマネジメント事業の実績及び見込量 (件)

区 分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
作成件数	158	141	160	170	180	総合事業 へ移行

(2) 総合相談支援事業

【現 状】

高齢者が住み慣れた地域で安心した生活が継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用に繋げる等の支援を行っています。

【今後の方針】

今後も高齢者人口の増加に伴い、相談件数が増えると予想されるため、高齢者のニーズに応じた相談体制の確保に努めます。高齢者虐待の相談においては、下野市高齢者虐待対応マニュアルに沿って早期対応に努め、今後も地域包括支援センターが高齢者虐待の相談窓口であることを周知していきます。

また、総合相談支援事業は、総合相談、地域包括支援ネットワーク構築、実態調査などがありますので、それぞれの事業の強化に努めます。

(3) 権利擁護事業

【現 状】

高齢者が、安心して生活できるよう、成年後見制度の活用促進、高齢者虐待や困難事例への対応、消費者被害の防止に関する制度の活用について支援を行っています。

【今後の方針】

地域の住民や民生委員・主任児童委員、介護支援専門員等との連携を図り、高齢者が安心して生活できるよう、専門的・継続的な支援を行います。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

【現 状】

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等との連携など、地域において他職種相互の共同により、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援を行っています。

【今後の方針】

基幹型地域包括支援センターが中心となり、「下野市ケアマネジャー連絡協議会」を運営し、介護支援専門員と医療、民生委員、地域住民等のネットワークの強化を図ります。また、ネットワークの強化、困難事例の対応について、地域ケア会議を活用していきます。

栄養指導教室の様子



第4節 認知症対策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指し、国のオレンジプランでは、①認知症ケアパスの作成・普及②早期診断・早期対応③地域での生活を支える医療サービス④地域での生活を支える介護サービス⑤地域での日常生活・家族支援⑥若年性認知症施策⑦医療・介護サービスを担う人材育成の7つの柱を挙げています。

当市においては、「認知症になってもいきいきと安心して暮らせる下野市」を長期目標として、

- ①認知症に対する正しい知識の普及啓発 ②認知症予防事業の充実
- ③認知症の早期発見・早期治療 ④地域支援体制の推進に取り組んでいきます。

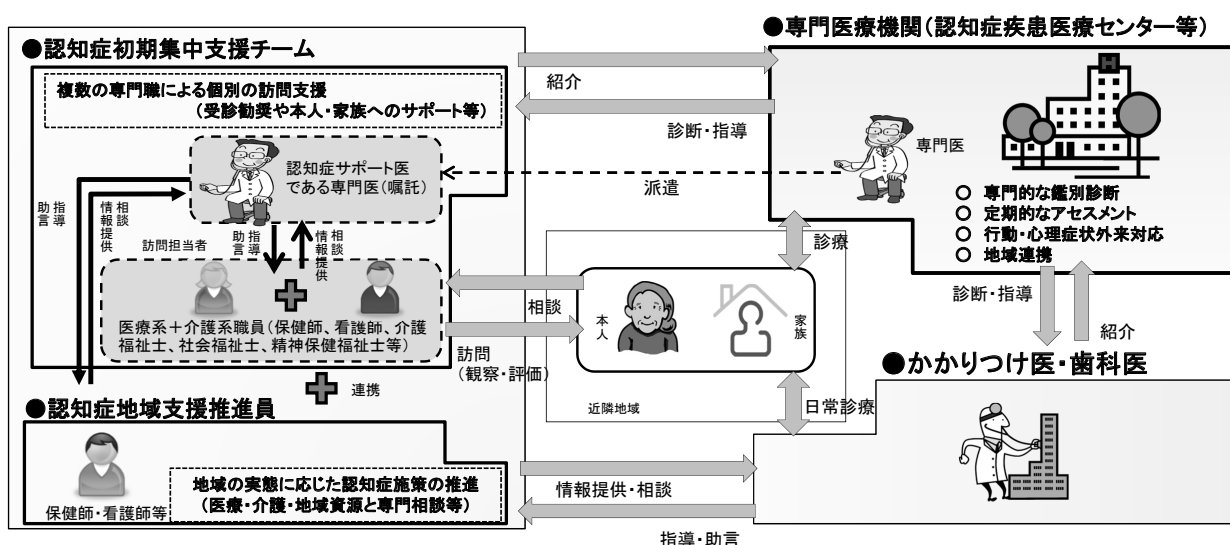
また、認知症施策の中心となる認知症地域支援推進員の配置を進めていきます。

(1) 認知症に対する正しい知識の普及啓発

【現 状】

平成 21 年度より、認知症の地域での理解者を増やすことを目的に認知症サポーター養成講座を実施しています。ボランティア団体や老人クラブを対象に講座を開催し、平成 25 年度からは、市内の小中学生を対象に講座を開催いたしました。小・中学校の講座では、アンケートを実施し、認知症の理解状況や感想を記入してもらっています。平成 27 年 1 月末の認知症サポーター数は、2,045 人です。

認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員について



厚生労働省資料一部修正

認知症サポーター養成講座の実績及び見込み量

	平成 24 年まで	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
開催数 (回)	28	23	25	27	30	32
認知症サポーター数 (人)	648	831	650	660	670	680

【今後の方針】

今後も市内の金融機関や商工会等に、認知症サポーター養成講座受講の呼びかけを行い、認知症の理解を深めていきます。認知症サポーターを受講した金融機関や商店には、認知症サポーターがいることが分かるステッカーを配布し、掲示を依頼します。小中学生においても継続して認知症サポーター養成講座を開催し、子供から大人まですべての地域住民が認知症を理解し見守りできるまちづくりを目指します。最終目標として、65歳以上の高齢者3人に1人の認知症サポーター数を目指します。認知症サポーター養成講座受講者の中から地域のリーダーとなる方の活動の場の提供に努めます。

また、認知症サポーター養成講座の講師であるキャラバン・メイトの増加に伴い、キャラバン・メイト連絡協議会を立ち上げ認知症の普及啓発を図ります。

(2) 認知症予防事業の充実

現在、認知症の健康教育を実施しています。今後は、脳いきいき教室や介護予防事業の開催に努めます。

(3) 認知症の早期発見・早期治療

認知症の自己診断チェックリストの作成や認知症支援マップ、物忘れ相談の開設や相談後の受診に必要な連携シートなどを認知症地域支援推進員が中心となり作成していきます。認知症サポート医及び医療機関や関係機関との連携にも努め、認知症初期集中支援チームを設置します。

(4) 地域支援体制の推進

平成 26 年度に、認知症地域支援推進員を設置しました。今後は、各地域包括支援センターに設置し、徘徊 SOS ネットワーク、認知症の方の集う場としての認知症カフェなどの仕組みづくりを行っていきます。

また、地域ケア会議等を開催し、医療と介護の連携の強化を図ります。認知症サポーター養成講座受講者の活動の場として身近な見守り体制を構築します。

第5節 任意事業

(1) 家族介護支援事業

ア 家族介護支援事業

【現 状】

ほっと介護教室として、介護者及び介護に関心のある方を対象に、地域包括支援センター3か所が合同で年6回開催しています。

【今後の方針】

介護に関するニーズを把握し、今後も事業の継続と広報等で啓発活動に努めます。

家族介護支援事業の実績及び見込量 (人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
参加人数	115	86	90	95	100	105

イ 家族介護継続支援事業

【現 状】

介護者交流会として、現在介護している方、1年以内に介護をしていた方を対象に地域包括支援センター3か所が合同で介護者同士の情報交換の場として年6回開催しています。また、リフレッシュ目的の日帰り旅行も年2回開催しており、男性介護者の参加も多く見られます。

【今後の方針】

交流会の日程を早めに広報し、多くの介護者が参加できるよう努めます。介護者交流会の内容も参加者の意見を参考に企画していきます。

家族介護継続支援事業の実績及び見込量 (人)

区 分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
参加人数	96	74	80	85	90	95

(2) その他の事業

ア 成年後見制度利用支援事業

【現 状】

申立てを行える親族がない場合や親族がいても申立ての意思がなく、高齢者に成年後見制度の利用が必要と認められた場合に限り、市長申立てを行っています。これまで高齢者虐待、経済的虐待のケースについて市長申立てを行いました。低所得者の高齢者

に対しては、市長申立てによる経費や成年後見人への報酬の助成も行っています。

【今後の方針】

高齢者の増加に伴い、判断能力の低下した身寄りのない高齢者や経済的虐待を受けている高齢者が増えると考えられます。経済的虐待のケースにおいては、早急な対応が必要となるため、市長申し立てにも早急に対応していきます。今後も関係機関との連携を密にし、対象者の把握に努めると同時に、低所得者の高齢者に対しては、市長申し立て経費や後見人等の報酬の助成も継続していきます。

成年後見制度市長申立ての実績及び見込量 (件)

区 分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
申立て件数	0	4	1	1	1	1

家族介護者交流会の様子



第5章 要介護高齢者を支える仕組みづくり

第1節 介護予防サービス

(1) 介護予防サービス

① 予防給付の供給実績

介護保険の要支援認定者は、介護予防サービスを利用することができます。介護予防サービスは、高齢者が自立した日常生活を送れるよう支援するためのサービスです。

介護予防サービスは、平成25年度に延6,951人が利用し、給付費1億1,713万9千円で前年度比8.7%の上昇となり、サービスの定着が需要と給付費の増加につながっています。

介護予防サービスの利用実績

サービスの種類	平成24年度			平成25年度		
	利用人数 (人)	回数・日数 (回・日)	給付費 (千円)	利用人数 (人)	回数・日数 (回・日)	給付費 (千円)
介護予防サービス	3,551	616	91,762	3,997	459	99,720
介護予防訪問介護	815	-	16,204	842	-	16,668
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	1	2	16
介護予防訪問看護	54	281	981	51	202	880
介護予防訪問リハビリテーション	12	96	267	12	98	274
介護予防居宅療養管理指導	74	-	422	89	-	426
介護予防通所介護	1,182	-	40,387	1,302	-	44,611
介護予防通所リハビリテーション	639	-	24,358	698	-	26,992
介護予防短期入所生活介護	40	239	1,455	36	152	1,028
介護予防短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	0	0	0	1	5	47
介護予防短期入所療養介護 (介護療養型医療施設)	0	0	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	49	-	4,392	70	-	4,953
介護予防福祉用具貸与	640	-	2,653	853	-	2,974
介護予防特定福祉用具販売	46	-	643	42	-	851
地域密着型介護予防サービス	6	8	58	4	13	80
介護予防認知症対応型通所介護	6	8	58	4	13	80
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	-	-
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	-	0
介護予防住宅改修	34	-	4,190	33	-	4,672
介護予防住宅改修	34	-	4,190	33	-	4,672
介護予防支援	2,697	-	11,729	2,917	-	12,667
介護予防支援	2,697	-	11,729	2,917	-	12,667
計	6,288	624	107,739	6,951	472	117,139

② 介護予防訪問介護

平成 27 年度のサービス利用人数は 864 人、平成 28 年度は 876 人と見込んでいます。平成 29 年度からは新しい総合事業に移行することから見込んでいません。計画期間中にスムーズに移行できるよう体制を整えていきます。

介護予防訪問介護の供給見込量

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付費（千円）	17,722	18,097	0
利用人数（人）	864	876	0

③ 介護予防訪問入浴介護

平成 27 年度のサービス利用人数は 1 人、平成 29 年度は 5 人と見込んでいます。今後も供給量を確保するため、既存事業者へサービス提供の働きかけを行います。

介護予防訪問入浴介護の供給見込量

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付費（千円）	18	65	111
利用回数（回）	2	8	14
利用人数（人）	1	4	5

④ 介護予防訪問看護

平成 27 年度から平成 29 年度におけるサービス利用人数は 48 人と見込んでいます。今後も供給量を確保するため、既存事業者へサービス提供の働きかけを行います。

介護予防訪問看護の供給見込量

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付費（千円）	880	880	880
利用回数（回）	202	202	202
利用人数（人）	48	48	48

⑤ 介護予防訪問リハビリテーション

平成 27 年度のサービス利用人数は 13 人、平成 29 年度は 15 人と見込んでいます。今後も供給量を確保するため、既存事業者へサービス提供の働きかけを行います。

介護予防訪問リハビリテーションの供給見込量

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付費（千円）	290	300	310
利用回数（回）	102	104	106
利用人数（人）	13	14	15

⑥ 介護予防居宅療養管理指導

平成 27 年度のサービス利用人数は 132 人、平成 29 年度は 336 人と見込んでいます。今後も供給量を確保するため、病院や診療所等へサービス提供の働きかけを行います。

介護予防居宅療養管理指導の供給見込量

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付費（千円）	936	1,409	2,154
利用人数（人）	132	192	336

⑦ 介護予防通所介護

平成 27 年度のサービス利用人数は 1,500 人、平成 28 年度は 1,560 人と見込んでいます。平成 29 年度には新しい総合事業に移行することから見込んでいません。計画期間中にスムーズに移行できるよう体制を整えていきます。

介護予防通所介護の供給見込量

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付費（千円）	51,516	53,523	0
利用人数（人）	1,500	1,560	0

⑧ 介護予防通所リハビリテーション

平成 27 年度のサービス利用人数は 768 人、平成 29 年度は 804 人と見込んでいます。今後も供給量を確保するため、既存事業者へサービス提供の働きかけを行います。

介護予防通所リハビリテーションの供給見込量

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付費（千円）	30,639	31,477	31,954
利用人数（人）	768	792	804

⑨ 介護予防短期入所生活介護

平成 27 年度から平成 29 年度におけるサービス利用人数は 36 人と見込んでいます。今後も供給量を確保するため、既存事業者へサービス提供の働きかけを行います。

介護予防短期入所生活介護の供給見込量

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付費（千円）	1,028	1,028	1,028
利用日数（日）	152	152	152
利用人数（人）	36	36	36

⑩ 介護予防短期入所療養介護

平成 27 年度から平成 29 年度におけるサービス利用人数は利用実績から 1 人と見込んでいます。今後も供給量を確保するため、既存事業者へサービス提供の働きかけを行います。

介護予防短期入所療養介護の供給見込量

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付費（千円）	47	47	47
利用日数（日）	5	5	5
利用人数（人）	1	1	1

⑪ 介護予防特定施設入居者生活介護

平成 27 年度のサービス利用人数は 168 人、平成 29 年度は 288 人と見込んでいます。今後も供給量を確保するため、既存事業者へサービス提供の働きかけを行います。

介護予防特定施設入居者生活介護の供給見込量

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付費（千円）	14,835	23,992	24,671
利用人数（人）	168	276	288

⑫ 介護予防福祉用具貸与

平成27年度のサービス利用人数は1,200人、平成29年度は1,440人と見込んでいます。利用も年々伸びていることから、今後も既存事業者へサービス提供の働きかけを行います。

介護予防福祉用具貸与の供給見込量

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付費（千円）	3,750	4,125	4,500
利用人数（人）	1,200	1,320	1,440

⑬ 特定介護予防福祉用具販売

平成27年度から平成29年度におけるサービス利用人数は48人と見込んでいます。今後も適正な利用を促進するための普及啓発に努めます。

特定介護予防福祉用具販売の供給見込量

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付費（千円）	1,058	1,058	1,058
利用人数（人）	48	48	48

(2) 地域密着型介護予防サービス

① 介護予防認知症対応型通所介護

平成27年度から平成29年度までは見込んでいません。
 今後も既存事業者を含め事業運営あるいは、新規事業者の参入などを働きかけていきます。

② 介護予防小規模多機能型居宅介護

平成28年度から平成29年度におけるサービス利用人数は60人と見込んでいます。今後も、供給量を確保するため、事業者へサービス提供の働きかけを行います。

介護予防小規模多機能型居宅介護の供給見込量

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付費（千円）	0	480	480
利用人数（人）	0	60	60

③ 介護予防認知症対応型共同生活介護

利用実績がないことから、平成27年度から平成29年度まで見込んでいません。

(3) 介護予防住宅改修

平成27年度から平成29年度におけるサービス利用人数は48人と見込んでいます。今後も適正な利用を促進するための普及啓発に努めます。

介護予防住宅改修の供給見込量

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付費（千円）	5,385	5,385	5,385
利用人数（人）	48	48	48

(4) 介護予防支援

平成27年度のサービス利用人数は3,408人、平成29年度は新しい総合事業への移行により認定者の減少が見込まれるため1,764人と見込んでいます。今後も、関係事業所への委託を含め、地域包括支援センターの体制強化に努めます。

介護予防支援の供給見込量

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付費（千円）	14,989	15,486	7,743
利用人数（人）	3,408	3,528	1,764

第2節 介護サービス

(1) 居宅介護サービス

① 介護給付の供給実績

介護サービスの利用実績

サービスの種類	平成24年度			平成25年度		
	利用人数 (人)	回数・日数 (回・日)	給付費 (千円)	利用人数 (人)	回数・日数 (回・日)	給付費 (千円)
居宅サービス	21,705	144,899	1,129,459	22,750	158,174	1,206,130
訪問介護	2,217	39,908	112,316	2,358	47,551	131,782
訪問入浴介護	181	905	10,603	192	885	10,330
訪問看護	839	4,522	31,574	858	4,879	35,901
訪問リハビリテーション	39	356	1,028	83	794	2,214
居宅療養管理指導	1,415	-	9,736	1,521	-	10,038
通所介護	6,537	57,724	492,214	6,849	61,865	528,024
通所リハビリテーション	2,053	16,741	127,290	2,069	17,150	133,179
短期入所生活介護	2,590	24,708	214,888	2,596	24,978	214,964
短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	4	35	305	8	58	561
短期入所療養介護 (介護療養型医療施設)	0	0	0	1	14	112
特定施設入居者生活介護	256	-	49,297	288	-	55,048
福祉用具貸与	5,409	-	76,845	5,821	-	81,464
特定福祉用具販売	165	-	3,363	106	-	2,513
地域密着型サービス	611	2,088	127,954	733	1,631	154,052
夜間訪問介護	0	-	-	0	-	-
認知症対応型通所介護	165	2,088	19,697	136	1,631	14,471
小規模多機能型居宅介護	0	-	-	0	-	-
認知症対応型共同生活介護	446	-	108,257	522	-	125,321
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	-	-	0	-	-
地域密着型介護福祉施設入所者生活介護	0	-	-	75	-	14,260
住宅改修	92	-	11,152	63	-	7,394
住宅改修	92	-	11,152	63	-	7,394
居宅介護支援	9,996	-	129,461	10,448	-	136,194
居宅介護支援	9,996	-	129,461	10,448	-	136,194
施設サービス	3,900	-	1,025,111	4,092	-	1,071,444
介護老人福祉施設	2,251	-	574,840	2,456	-	623,609
介護老人保健施設	1,569	-	421,820	1,552	-	418,825
介護療養型医療施設	80	-	28,451	84	-	29,010
計	36,304	146,987	2,423,137	38,086	159,805	2,575,214

② 訪問介護

平成 27 年度における利用回数は 70,560 回、平成 29 年度は 85,248 回と推計します。サービスの提供にあたっては、引き続き新規事業者の参入を積極的に受け入れていきます。

訪問介護の供給見込量

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付費（千円）	163,891	175,932	198,007
利用回数（回）	70,560	75,744	85,248
利用人数（人）	2,940	3,156	3,552

③ 訪問入浴介護

平成 27 年度から平成 29 年度における利用回数は 1,150 回と推計します。サービスの提供にあたっては、引き続き新規事業者の参入を積極的に受け入れていきます。

訪問入浴介護の供給見込量

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付費（千円）	13,429	13,429	13,429
利用回数（回）	1,150	1,150	1,150
利用人数（人）	240	240	240

④ 訪問看護

平成27年度における利用回数は5,424回、平成29年度は5,980回と推計します。今後もサービスを継続して提供できるよう、訪問看護ステーションや周辺の事業所などに働きかけを行います。

訪問看護の供給見込量

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付費（千円）	42,335	44,452	46,674
利用回数（回）	5,424	5,695	5,980
利用人数（人）	876	912	960

⑤ 訪問リハビリテーション

平成27年度における利用回数は1,584回、平成29年度は2,160回と推計します。利用者の需要を把握しながら、引き続き新規事業者の参入を積極的に受け入れていきます。

訪問リハビリテーションの供給見込量

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付費（千円）	3,888	4,860	5,832
利用回数（回）	1,584	1,800	2,160
利用人数（人）	132	156	204

⑥ 居宅療養管理指導

平成27年度における利用人数は1,596人、平成29年度は1,704人と推計します。供給量を確保するため、引き続き病院、診療所、薬局、関係団体等へ働きかけを行います。

居宅療養管理指導の供給見込量

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付費（千円）	10,771	11,218	11,431
利用人数（人）	1,596	1,668	1,704

⑦ 通所介護

平成27年度における利用回数は69,882回、平成28年度から小規模事業所は地域密着型サービスに移行するため50,014回と推計します。今後も増加することが予想されますが、市内のほか、近隣市町にもサービス提供施設があることから、サービス量は確保できる見通しです。

通所介護の供給見込量

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付費（千円）	589,925	430,059	447,831
利用回数（回）	69,882	50,014	53,086
利用人数（人）	7,020	5,112	5,484

⑧ 通所リハビリテーション

平成27年度における利用回数は19,032回、平成29年度は19,783回と推計します。通所サービスは外出する機会も増え、閉じこもりの予防策として有効であり、特にリハビリを伴うサービスについては、運動機能の向上と健康増進に効果がみられるため、今後も既存事業者へサービス量が確保できるよう働きかけを行います。

通所リハビリテーションの供給見込量

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付費（千円）	147,132	150,771	156,121
利用回数（回）	19,032	19,470	19,783
利用人数（人）	2,172	2,208	2,220

⑨ 短期入所生活介護（ショートステイ）

平成27年度における利用日数は26,502日、平成29年度は28,360日と推計します。今後も既存事業者の利用促進を図り、需要に合ったサービス提供に努めます。

短期入所生活介護の供給見込量

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付費（千円）	222,303	226,458	237,885
利用日数（日）	26,502	26,998	28,360
利用人数（人）	2,568	2,616	2,748

⑩ 短期入所療養介護

平成27年度から平成29年度における利用日数を98日と推計します。今後も既存事業者の利用促進を図り、需要に合ったサービス提供に努めます。

短期入所療養介護の供給見込量

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付費（千円）	900	900	900
利用日数（日）	98	98	98
利用人数（人）	12	12	12

⑪ 特定施設入居者生活介護

平成27年度における利用人数は840人、平成29年度は1,392人と推計します。利用実績が増加している状況から、市内における施設整備に向け新規事業者の参入を働きかけていきます。

特定施設入居者生活介護の供給見込量

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付費（千円）	155,703	239,597	256,701
利用人数（人）	840	1,296	1,392

⑫ 福祉用具貸与

平成27年度における利用人数は6,024人、平成29年度は6,816人と推計します。市内に事業所はありませんが、利用は伸びています。今後もサービス量は確保できる見込みです。

福祉用具貸与の供給見込量

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付費（千円）	87,183	87,707	89,730
利用人数（人）	6,024	6,444	6,816

⑬ 特定福祉用具販売

平成27年度から平成29年度における利用人数を168人と推計します。今後も利用を促進するための普及啓発に努めていきます。

特定福祉用具販売の供給見込量

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付費（千円）	3,489	3,687	3,687
利用人数（人）	168	168	168

(2) 地域密着型介護サービス

① 認知症対応型通所介護

平成 27 年度から平成 29 年度における利用回数を 1,058 人と推計します。

今後も既存事業者の事業運営あるいは、新規事業者の参入など働きかけていきます。

認知症対応型通所介護の供給見込量

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付費（千円）	5,275	5,275	5,275
利用回数（回）	1,058	1,058	1,058
利用人数（人）	72	72	72

② 小規模多機能型居宅介護

要介護者のニーズに合わせたサービスを一体的に提供することにより、利用者が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう新規事業者の参入など働きかけていきます。平成 28 年度から平成 29 年度における利用人数を 240 人と推計します。

小規模多機能型居宅介護の供給見込量

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付費（千円）	0	3,748	3,748
利用人数（人）	0	240	240

③ 認知症対応型共同生活介護

平成 27 年度から平成 29 年度における利用人数を 540 人と推計します。

市内に 4 事業所があります。今後も利用状況の動向を把握しながら既存事業所の安定した事業運営を働きかけていきます。

認知症対応型共同生活介護の供給見込量

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付費（千円）	140,270	140,270	140,270
利用人数（人）	540	540	540

④ 地域密着型特定施設施設入居者生活介護

平成 27 年度から平成 29 年度まで見込んでいません。

⑤ 地域密着型老人福祉施設入居者生活介護

平成 27 年度における利用人数は 696 人、平成 29 年度は 1,044 人と推計します。
 今後も居宅での生活が困難な利用希望者の需要に合ったサービス量が提供できるよう整備していきます。

地域密着型老人福祉施設入居者生活介護の供給見込量

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付費（千円）	161,738	239,551	239,551
利用人数（人）	696	1,044	1,044

⑥ 地域密着型通所介護

平成 28 年度より小規模な通所介護事業所は地域密着型に移行することとなったため、平成 28 年度における利用人数は 2,424 人、平成 29 年度は 2,592 人と推計します。

地域密着型通所介護の供給見込量

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付費（千円）	0	203,312	211,714
利用回数（回）	0	23,644	25,097
利用人数（人）	0	2,424	2,592

⑦ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

平成 29 年度から利用人数を 120 人と推計します。
 要介護高齢者の急増や特別養護老人ホームへの入所要件が、原則中重度者に限定される影響から、在宅介護を要する高齢者が増加すると想定され、利用希望者の需要に合ったサービス量が提供できるよう新規事業者の参入など働きかけていきます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の供給見込量

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付費（千円）	0	0	19,628
利用人数（人）	0	0	120

(3) 住宅改修

平成27年度から平成29年度における利用人数を96人と推計します。
要介護者等の身体機能に合わせて住宅改修を行うことで、事故防止や、より一層の自立、介護者の負担軽減を図れるよう情報提供をします。

住宅改修の供給見込量

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付費（千円）	11,152	11,152	11,152
利用人数（人）	96	96	96

(4) 居宅介護支援事業

平成27年度における利用人数は11,892人、平成29年度は13,920人と推計します。
サービス利用者の増加が見込まれますが、市内事業者と近隣市町の事業所で供給量は確保できる見込みです。

居宅介護支援事業の供給見込量

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付費（千円）	154,952	165,506	181,104
利用人数（人）	11,892	12,768	13,920

(5) 施設介護サービス

① 介護老人福祉施設

平成27年度における利用人数は2,580人、平成29年度は3,108人と推計します。
需要が多い施設であり、入所待機者の解消のため広域圏内で調整のうえ整備を図ります。

介護老人福祉施設の供給見込量

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付費（千円）	655,042	774,684	787,105
利用人数（人）	2,580	3,060	3,108

② 介護老人保健施設

平成 27 年度から平成 29 年・度における利用人数を 1,536 人と推計します。
市内に 1 事業所があります。近隣市町施設の相互利用を図り、需要に見合う供給を行うとともに情報の提供を行います。

介護老人保健施設の供給見込量

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付費（千円）	417,346	417,346	417,346
利用人数（人）	1,536	1,536	1,536

③ 介護療養型医療施設

平成27年度から平成28年度における利用人数を48人と推計します。他の介護保険施設への転換があり、平成29年度は見込みません。

介護療養型医療施設の供給見込量

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付費（千円）	16,054	16,054	0
利用人数（人）	48	48	0

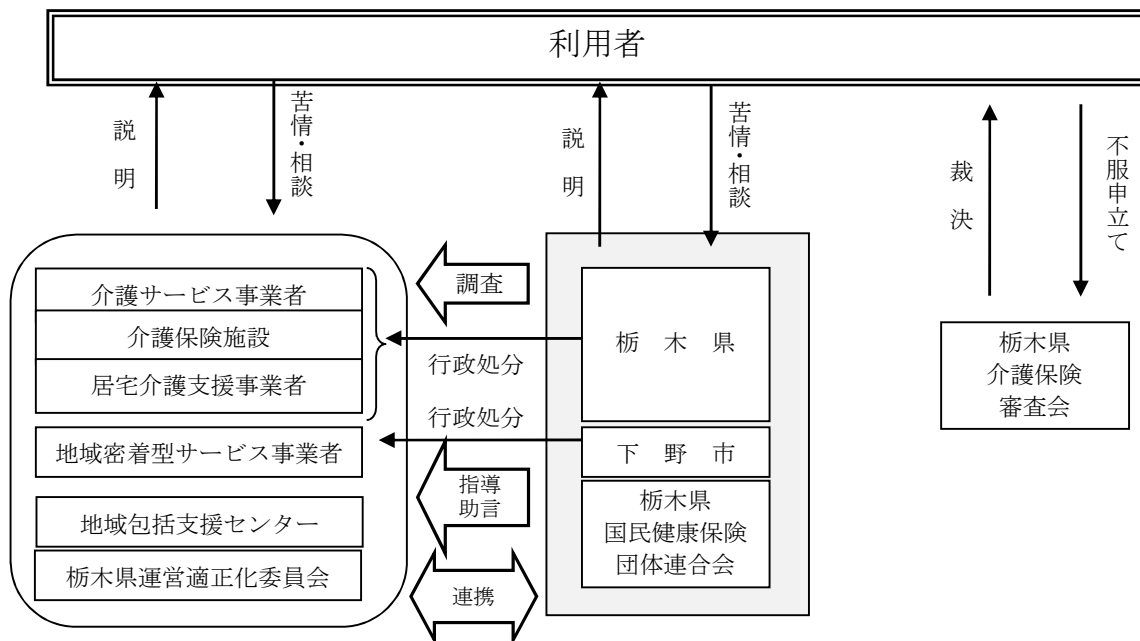
第3節 介護サービス等の質の確保

(1) 介護保険苦情相談窓口

介護保険の要介護・要支援認定の決定（行政処分）に対する不服申立てについては、栃木県介護保険審査会が処理の窓口となります。

介護サービスに関する苦情については、利用者はサービスを提供した事業者、居宅介護支援事業者の相談窓口に出すことができます。また、提供事業者へ直接申し出ることのほか、介護給付審査・支払機関である栃木県国民健康保険団体連合会の介護サービス苦情・相談窓口に出すこともできます。市高齢福祉課でも、利用者の身近な相談窓口として様々な相談に応じています。

介護サービスに関する苦情処理の仕組み



(2) 介護給付適正化事業

介護給付の適正化を図ることは、不適切な給付を削減し、介護保険料の上昇を抑制することを通じて、利用者に対し適切な介護サービスを確保するものです。

(3) 地域密着型サービス事業者への指導の実施

指定地域密着型サービス事業者等の業務管理体制の整備に関して指導及び監査を実施し、必要な指導又は是正の措置を講ずることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的として引き続き実施していきます。

(4) 社会福祉法人の監査

社会福祉法人が関係法令及び定款を遵守し、適正な法人運営を行っているか否かについて明らかにするとともに、本市が積極的に助言又は指導を行うことにより、法人運営の適正化を図ることを目的に引き続き実施していきます。

(5) 低所得者に対する利用者負担額の軽減制度

低所得者が社会福祉法人の実施するサービスを受けたとき、自己負担額の一部を軽減し、市が軽減額の一部を社会福祉法人に補助することができます。

低所得者の要介護・要支援者の自己負担額の一部を助成することにより、要介護・要支援者の介護サービス利用を促進していきます。

第6章 安心して暮らしてゆける体制づくり

第1節 施設・居住系サービス基盤の整備

(1) 居宅サービス・施設サービス

地域実情に応じた高齢者ニーズと特別養護老人ホームの入所申込者の状況を個々に把握することで、在宅生活が困難な高齢者を支えるため、適切な量のサービス基盤を整備することとしました。

【現 状】

市内に所在する施設・居住系サービス事業所は10か所で、床数は368床です。第5期計画期間に、新たに認知症高齢者グループホーム（9床）と地域密着型特別養護老人ホーム（29床）の整備を行いました。特別養護老人ホームの入所待機者と市外施設への入所者の増加、要介護認定見込者が増加傾向にある状況から、今後は可能な限り住み慣れた地域で暮らせるようサービス基盤を整備する必要があります。

市内所在の施設・居住系サービス事業所

施設・事業所の種類	種 別	床数(床)	指定年	備 考
特別養護老人ホームいしばし 介護老人福祉施設	広域型	54	平成12年	短期入所サービス併設
特別養護老人ホーム天寿荘 介護老人福祉施設	広域型	50	平成12年	短期入所サービス併設
特別養護老人ホームまほろばの里 介護老人福祉施設	広域型	50	平成12年	短期入所サービス併設
特別養護老人ホームにらがわの郷 介護老人福祉施設	広域型	50	平成20年	短期入所サービス併設
介護老人保健施設お達者倶楽部 介護老人保健施設	広域型	90	平成14年	
グループホームあすか 認知症対応型共同生活介護	地域密着型	18	平成16年	介護予防サービス併設
グループホーム仁良川苑 認知症対応型共同生活介護	地域密着型	9	平成17年	介護予防サービス併設
認知症高齢者グループホームいしばし 認知症対応型共同生活介護	地域密着型	9	平成19年	介護予防サービス併設
認知症高齢者グループホーム ふれんど下野 認知症対応型共同生活介護	地域密着型	9	平成25年	介護予防サービス併設
特別養護老人ホームいしばし苑 介護老人福祉施設	地域密着型	29	平成25年	
総 数		368		

※指定年は、事業所指定を受けた最初の年を表します。

市内における施設・居住系サービス基盤の整備状況

(床)

施設・事業所の種類	計画以前	第4期			第5期			計
	H20以前	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (予定)	
特別養護老人ホーム	204	0	0	0	0	29	29	262
介護老人保健施設	90	0	0	0	0	0	0	90
認知症高齢者 グループホーム	36	0	0	0	0	9	0	45
有料老人ホーム	0	0	0	0	0	0	50	50
計	330	0	0	0	0	38	79	447

【今後の方針】

住み慣れた地域で暮らせるよう、原則として市民のみが利用できる地域密着型サービスの施設を整備すると共に、市外の方でも利用できる広域型の施設を整備します。

また、特別養護老人ホームについては、より入所の必要性の高い中重度の要介護認定者（原則要介護3以上）に限定されることや、今後、高齢者のみ世帯の増加が見込まれており、介護状態が軽度の方や在宅での生活が困難な高齢者などが利用できる施設として、サービス付き高齢者向け住宅の整備を目指します。

施設・居住系サービス基盤の整備目標

施設・事業所の種類	種別	床数(床)
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	広域型	50
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	地域密着型	29
特定施設入居者生活介護事業所(サービス付き高齢者向け住宅)	—	40
総数		119

第2節 介護保険事業費の見込みと保険料

(1) 保険料算定のための事業費見込

単位：千円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合 計
総給付費	3,130,448	3,497,726	3,539,389	10,167,563
特定入所者介護サービス 費等給付額	127,380	132,650	149,005	409,035
高額介護サービス費等給 付額	50,759	55,834	61,418	168,011
高額医療合算介護サービ ス費等給付額	4,973	4,973	4,973	14,920
算定対象審査支払手数料	3,276	3,360	3,444	10,080
小計（標準給付費見込額）	3,316,836	3,694,544	3,758,229	10,769,609
地域支援事業費	93,271	93,381	164,853	351,505
合計（事業費）	3,410,107	3,787,925	3,923,082	11,121,114

	平成32年度	平成37年度
総給付費	3,898,924	4,625,212
特定入所者介護サービス 費等給付額	178,806	232,448
高額介護サービス費等給 付額	81,747	131,655
高額医療合算介護サービ ス費等給付額	4,973	4,973
算定対象審査支払手数料	5,016	5,586
小計（標準給付費見込額）	4,169,467	4,999,873
地域支援事業費	170,048	175,503
合計（事業費）	4,339,515	5,175,376

※小計及び合計は小数点以下の数値も含むため、内訳を合計しても小計及び合計に一致するとは限りません。

(2) 第1号被保険者の保険料基準額

事業費に対する第1号被保険者の負担割合は、第6期から22%となります。保険料の基準となる額は、事業費の22%相当額に下の表で示す計算により算出します。

単位：千円

計算の基礎	金額または係数	備考
第1号被保険者負担分相当額 (A)	2,446,645	事業費×0.22
調整交付金相当額 (B)	543,676	
調整交付金見込額 (C)	304,458	
財政安定化基金償還金 (D)	0	
準備基金取崩見込額 (E)	200,000	
財政安定化基金取崩額による交付額 (F)	0	
保険料収納必要額 (G)	2,485,863	=A+B-C+D-E-F
予定保険料収納率 (H)	0.975	
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (I)	40,514人	
保険料基準額 (月額)	5,200円	≒ G÷H÷I÷12

(3) 所得段階別の保険料

第6期においては、要介護認定者の増加に伴いサービス利用見込量が増えることから、保険料が上昇します。その上昇抑制の取組として、市が管理する介護給付費準備基金の一部を取り崩し保険料に充て、抑制に取り組みます。

保険料の設定は、安定的な介護保険制度の運営のため、負担能力に応じた保険料の賦課を基本的な考え方とします。そのために所得段階の細分化を図り、保険料の多段階設定を継続していきます。

第5期では、保険料所得段階の第3・4段階で保険料を軽減していましたが、第6期においても第2・4段階で継続します。さらに、低所得者軽減強化として平成27年度から第1段階に対して軽減を行い、平成29年度からは、更なる低所得の高齢者の保険料の軽減強化を予定しています。

●平成27年度 第1段階 0.50⇒0.45

●平成29年度 第1段階 0.45⇒0.3
 第2段階 0.65⇒0.5
 第3段階 0.75⇒0.7

第6期における所得段階別保険料

(円)

	対象者	算定式	保険料 (年額)
			平成27年～29年
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者、市民税非課税世帯かつ本人の課税年金収入+合計所得金額80万円以下	基準額×0.50 (月額2,600円)	<u>31,200</u>
第2段階	市民税非課税世帯かつ本人の課税年金収入+合計所得金額が80万円超120万円以下	基準額×0.65 (月額3,380円)	<u>40,600</u>
第3段階	市民税非課税世帯かつ本人の課税年金収入+合計所得金額が120万円超	基準額×0.75 (月額3,900円)	<u>46,800</u>
第4段階	本人が市民税非課税(世帯課税)かつ本人の課税年金収入+合計所得金額が80万円以下	基準額×0.85 (月額4,420円)	53,000
第5段階	本人が市民税非課税(世帯課税)かつ本人の課税年金収入+合計所得金額が80万円超	基準額×1.00 (月額5,200円)	62,400
第6段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額が120万円未満	基準額×1.20 (月額6,240円)	74,900
第7段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額が120万円以上200万円未満	基準額×1.30 (月額6,760円)	81,100
第8段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額×1.50 (月額7,800円)	93,600
第9段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額が300万円以上500万円未満	基準額×1.70 (月額8,840円)	106,100
第10段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額が500万円以上700万円未満	基準額×1.90 (月額9,880円)	118,600
第11段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額が700万円以上	基準額×2.10 (月額10,920円)	131,000

《低所得者軽減強化後(予定)》

●平成27年度 第1段階 0.50⇒0.45 31,200円⇒28,100円

※下線部の保険料(年額)は、今後、軽減強化が予定されています。

第7章 計画の点検・評価

第1節 計画の進行管理体制

本計画の円滑でかつ着実な推進を図るため、計画の進行管理を健康福祉部高齢福祉課において関係機関と連携して行います。

計画は、着実な実行によりはじめてその役割を果たすことから、高齢者保健福祉計画の進行管理が必要となります。

第2節 計画の点検・評価

市の行政評価等を活用した事業効果の向上に取り組み、進捗状況を随時把握することにより、定期的な点検と年度集計を行い実効性のある計画として推進していきます。

介護保険事業では、法定サービスごとに年間供給量の推計をしており、サービスの必要量と供給量、あるいはサービスの質などの現状把握に努め、その評価を行います。

また、健康づくり事業や生活支援事業では、事業の推進方法と事業の見込み量を目標値として設定し、年度ごとに見込み量と実績とを比較しながら評価を行います。

なお、被保険者等への情報提供、あるいは高齢者人口の推移などについても見込みや方策を示しており、進行管理の対象事項となります。

